

議案第71号

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームに虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第5条中「想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ」を「非常災害に関する」に改め、同条に次の2項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

3 軽費老人ホームは、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第4項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第15条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第15条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第15条の2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第3項中「附則第15項」を「附則第16項」に改める。

附則中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）」を付する。

附則中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とする。

附則第8項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「（軽費老人ホームA型の設備）」を付する。

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項、第15条の2（改正後の条例附則第15項において準

用する場合を含む。)及び附則第7項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 3 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第15条第1項(改正後の条例附則第15項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第15条第1項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。